

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第141号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第198号）

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5ページのL3地すべりブロックにおける6測線の土塊区分断面図に示されている「軟質で、土塊に似た岩盤構造」（以下「風化破碎部」という。）が形成された理由を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) H22. 11. 22 公開請求 | (4) H24. 4. 16 諮問 |
| (2) H22. 12. 6 公開決定 | (5) H26. 3. 4 答申 |
| (3) H23. 1. 28 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、風化破碎部の形成理由について、断層によるものか地すべりによるものかなど検討すべきであるが、本件報告書では、そのような検討を行わず解析をしているので、その理由に関する根拠文書は存在するはずであると述べているものの、実施機関は、本件報告書に係る業務委託においては、風化破碎部の形成理由に関する解析をその成果として求めているので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと述べている。</p> <p>異議申立人は、本件報告書の解析方法が不十分であり、このような解析を行った根拠となる文書は存在するはずと主張しているが、実施機関が風化破碎部に関する解析を行っていないと述べているので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと考えざるを得ない。</p> <p>また、異議申立人の解析方法に関する主張については、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。</p>

6 審議経緯 審査回数 6回

(別 紙)

答申第141号

答 申 書

平成26年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5 ページのL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）における6測線の土塊区分断面図に示されている「軟質で、土塊に似た岩盤構造」（以下「風化破碎部」という。）が形成された理由を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成22年12月6日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。
（保有していない理由）

総合的に判断したものであり、個別理由を記載した公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年4月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書において、L3ブロックの主測線である1測線の断面図では、河床砂礫層の下には、かつて犀川の侵食河床であった新鮮な岩盤が確認されたとされているので、直ぐ下流側に設定された6測線の断面でも、風化破碎部は浸食され、新鮮な岩盤が露出しているはずであるが、風化破碎部が見られたとされている。

そのような場合、断層破碎帯又は潜在すべり破碎帯のいずれかであると考えられる。断層破碎帯である場合は、本件報告書に記載されている対岸の瀬領側から6測線沿いに断層が通っている可能性がある。また、潜在すべり破碎帯であれば、地層が形成される過程で、層理面に沿って形成された層内すべりに伴う破碎帯で、層理面に沿って鴛原地区全体や瀬領側にも連続しているはずである。いずれにしても、この風化破碎部の形成の理由を検討しなければ、地すべり解析はできない。

本件報告書では、この風化破碎部は、過去の地すべりにより形成された破碎帯と位置づけているようで

あるので、異議申立人は、上記のような別の考え方を提起した。地すべりの解析にあたっては、様々な原因を検討して、他の状況を勘案し、最も矛盾のない考え方を解析結果とするものである。

解析が行われた以上、その理由を記載した根拠文書が存在するはずであり、風化破碎部の形成の根拠に関する文書はなくてはならない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会での説明で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書は、L3ブロックの地すべり現象を想定した移動土塊ブロックとして設定して、地すべりの動きの主方向に主測線を設定し、その断面に関する地層構造及びその判定根拠となるボーリングデータ等を図上で表現する断面図を作成したものである。

異議申立人は、風化破碎部があれば断層の可能性を検討すべきであると主張しているが、実施機関としては、風化破碎部の形成理由に関する解析を業務委託の成果として求めておらず、本件公開請求に対応する公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において、L3ブロックの6測線の土塊断面図に示されている風化破碎部が形成された理由を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、風化破碎部の形成理由について、断層によるものか地すべりによるものかなど検討すべきであるが、本件報告書では、そのような検討を行わず解析をしているので、その理由に関する根拠文書は存在するはずであると述べているものの、実施機関は、本件報告書に係る業務委託においては、風化破碎部の形成理由に関する解析をその成果として求めていないので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと述べている。

異議申立人は、本件報告書の解析方法が不十分であり、このような解析を行った根拠となる文書は存在するはずと主張しているが、実施機関が風化破碎部に関する解析を行っていないと述べているので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと考えるを得ない。

また、異議申立人の解析方法に関する主張については、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月16日	○諮問を受けた。(諮問案件第198号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年11月8日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年7月25日 (第241回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年8月22日 (第242回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成25年10月17日 (第244回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年12月24日 (第246回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年1月30日 (第247回審査会)	○事案の審議を行った。